

政務活動費を充当できる飲食経費の具体例

分類	項 目	内 容	飲 食 代	宿 泊 に 伴 う 食 事 代
調査活動補助費	人 件 費	雇用する職員等に要する経費		
	事 務 所 費	事務所の設置や維持に要する経費		
	事 務 費	事務所の事務運営に要する経費		
	交 通 費	政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費		宿泊に伴う食事代(宿泊費1泊:17,000円が上限) ○又は×(※)
調査・政策立案費	視察・研修費	視察・研修等の経費又は他団体等が主催する視察・研修等への議員等の参加に要する経費	視察等に伴う飲食費(1人1回:弁当代3,000円、飲食5,000円が上限) ○又は×	宿泊に伴う食事代(宿泊費1泊:国内17,000円、国外29,000円が上限) ○又は×(※)
	調 査 委 託 費	調査研究委託に要する経費		
	資料購入・作成費	図書購入や資料作成に要する経費		
	会 議 費	会議に要する経費	会議の開催に伴う飲食費(1人1回:弁当代3,000円、飲食5,000円が上限) ○又は×	宿泊に伴う食事代(宿泊費1泊:17,000円が上限) ○又は×(※)
	グ ル ー プ 活 動 費	都政に関連する議員連盟活動等に要する経費	グループ活動に伴う飲食費(1人1回:弁当代3,000円、飲食5,000円が上限) ○又は×	宿泊に伴う食事代(宿泊費1泊:17,000円が上限) ○又は×(※)
広報・広聴活動費	広報紙(誌)発行費	広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費		
	ホームページ作成・管理費	ホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費		
	政策広報費	音声による広報活動に要する経費		宿泊に伴う食事代(宿泊費1泊:17,000円が上限) ○又は×(※)

【見直しの方向性】 ○=充当可、×=充当不可

※ 「宿泊に伴う食事代 ×」：食事代への充当は不可だが、宿泊費と食事代が明確に区分できない場合に限り、食事代を含めた全体を宿泊費とみなし、充当可